

令和7年度 うまぐりの里事業計画

1 はじめに

昨年度は、新型コロナウイルス感染症流行前の活動が計画に沿ってほぼ再開できた年となりました。各事業所では、時おり感染者が出たもののいずれも軽症で回復でき、事業継続を図ることができました。今後も引き続き感染症等の予防に努めながら、各事業では、利用者に対する適切な支援を行い、利用者や家族、地域から信頼を得られる法人を目指していきます。

そして、令和6年度社会福祉施設等施設整備補助金を受けて建設を進めてきた法人第2グループホーム「ひなたの家」が5月中旬にいよいよ開所します。現在のなごみの家とともに利用者が安心して生活できる住まいの場を提供し、自立した地域生活を支えていくために、漏れのない事務事業と安定した運営に努めて参ります。

また、ひなたの家では、災害を中心とする有事の際、地域の要配慮者が一時的な避難所として機能する体制を整えるとともに、平時には、地域住民の交流の場として自由に利用できる「交流スペース」の有効活用を検討していきます。

今年度はひなたの家を中心に大幅に職員を増員します。各事業所において総体的に給付費収入は厳しい状況でありますので、人員配置を手厚くすることで加算を付け、前年度比で增收を目指します。一方、諸物価及び光熱水費の著しい高騰などで引き続き厳しい経営状況が予想されるところではありますが、煩雑化する請求事務を確実に行い、適切な支出管理に努めます。

各事業所では、それぞれが利用者の増員及び安定した利用率の維持に努め、すべての利用者が住み慣れた地域で安心できる生活が送れることを願い、日々のきめ細やかな支援を通して、地域福祉の向上に寄与できるよう努めてまいります。

2 計画の概要

(1) 安定した法人運営

① 評議員会の開催

定期評議員会 6月20日（金）

その他必要に応じ開催

② 理事会の開催

4半期ごとに開催

6月5日（木）・9月5日（金）・12月5日（金）・令和8年3月13日（金）

6月20日（金）臨時理事会

その他必要に応じ開催

- ③ 会計監査の実施（財務会計に係るチェック体制の整備）
5月22日（木）、11月21日（金）
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
令和7年度は、評議員の任期満了になるため、後任の評議員を選任するため開催する
- ⑤ 財務規律の確立
 - ・適正な予算及び支出の管理
 - ・会計基準の適正な運用
 - ・WAM ネットやホームページ等を活用した経営状況の公表
- ⑥ 施設設備の管理
 - ・建物や設備、備品等の定期点検や計画的な補修に努め、適正な資産管理を行う
- ⑦ 事業運営の透明性の向上
 - ・運営状況の公開（現況報告その他のホームページ掲載、閲覧等）
 - ・法人機関紙「ひだまり」の発行（14号・8月、15号・令和8年1月）
 - ・ホームページを随時更新し、法人及び事業所の情報を発信する
- ⑧ 人材育成・研修の充実
 - ・法人役員等研修
 - ・職員研修
 - ・内部研修

（2）利用者支援の充実

- ① 各種事業・支援の充実「安心・安全・人権の尊重」
 - ・自己決定と選択の尊重
利用者の意思を最大限に取り入れる適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善な信頼性の高いサービスを提供する
 - ・権利擁護（適切な支援の推進）
日々の支援の中に虐待につながる芽があることを意識し、虐待防止に向けた指針をもとに定期的に委員会を開催して、利用者の権利・利益を擁護していく。必要に応じて養護者に対する支援を実施する
また、苦情解決の仕組みを活かし、提供サービスのチェックに対応する
 - ・安心安全と事故防止
質の高いサービス提供と職員の危機管理に対する意識向上のための取り組みを行う。日々の支援に潜む事故（交通事故、転倒等）、苦情、要望、ヒヤリハット等の発生に対し、マニュアルによる迅速な対応でリスクを

最小限に抑えていく

② 事業継続による生活の確保・維持

・感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、感染症等の予防を徹底する。県・市の指導もと、関係備品を備え、万一感染者が出た場合には、指針及びマニュアルに沿って迅速に対応する

・事業継続に向けた取り組み

事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP計画で明確にするとともに、的確な避難運営のための訓練等を実施する

・非常災害対策・地域との連携強化

近年大規模災害が頻発しているため、備蓄や連絡体制整備等を徹底し、近隣地域との連携強化に努める

有事の際は

ア 栃木市と栃木市障害者施設協議会で結ぶ協定に基づいて、ゆ一あい工房は要配慮者の一時的な避難所として協力する

イ ひなたの家と一体的にある「避難スペース」では、近隣地域に住む要配慮者と家族を積極的に受け入れて、一時的な避難所機能を担う

(3) 障害福祉サービスの提供

① 利用者主体のサービス提供（ゆ一あい工房）

- ・利用者一人ひとりのニーズに沿った支援（個別支援）を実施する
- ・利用者の安定した地域生活を支援するため、相談支援事業所及び関係機関との連携とネットワークの構築を図る
- ・生活介護事業により、高齢または支援度の高い利用者に対する日常生活訓練（体力の維持向上・創作活動・社会生産活動）を実施する
- ・就労継続支援事業（B型）により、就労に向けた作業技術の習得と工賃向上を目指す

② 日中一時支援事業により、介護者の一時的な休息を手助けする

③ 共同生活援助事業により、地域における自立生活を支援する

④ 短期入所事業（新規）により、共同生活援助事業所ひなたの家において、住まいの提供と家族に代わり一時的な介護（入浴・排泄・食事）及びその他必要な支援を行う

⑤ 指定特定相談支援事業により、相談支援事業所の適正な運営を行う

また、栃木市が行う「とちぎくらしだいじネット」と連携した地域住民に対する相談支援体制を整備する

(4) 地域交流と開かれた事業所経営

- ① 地域との交流を目的にゆーあい工房まつりを開催する
- ② 随時ボランティアの受入に対応する
- ③ 福祉系学生等の実習並びに介護等体験等の受入れに対応する
- ④ 共同生活援助事業所ひなたの家にある「避難スペース」を地域住民の「交流スペース」として開放する

(5) 公益的な取組みの実施

- ① 栃木県内事業所で連携して行う「いちごハートネット」に加盟し、「おこまり福祉相談」・「安心支援事業」の窓口として地域の方々の福祉に関する総合的な相談に対応していく
- ② 「栃木県災害福祉支援チーム事業」において災害時にはチーム員として派遣できるよう、人材養成研修に参加する
- ③ 栃木市及び栃木市障害者施設協議会等と連携し、市の「くらしだいじネット」並びに「福祉避難所の運営」に協力する

(6) 共同生活援助事業所なごみの家・ひなたの家の運営

令和7年5月には「ひなたの家」が開所し、現在の「なごみの家」と一体的に運営するため、これらに伴う事務全般・利用契約・行政手続き等の事務事業を遺漏なく進めていく